

## 議案第91号

### 勝山市公共下水道根幹的施設の改築工事委託に関する協定の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年勝山市条例第9条）第2条の規定に基づき、勝山市公共下水道根幹的施設の改築工事委託に関する協定を変更するため、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 協定の目的 勝山市公共下水道根幹的施設の改築工事委託
- 2 協定の方法 随意契約
- 3 協定の金額 変更前 金459,000,000円  
変更後 金377,100,000円
- 4 協定の相手方 東京都文京区湯島二丁目31番27号  
地方共同法人 日本下水道事業団  
理事長 辻原 俊博
- 5 履行期限 令和3年3月31日まで

令和2年3月23日提出

勝山市長 山岸 正裕

#### 提案理由

勝山市公共下水道根幹的施設の改築工事委託に関する協定を変更するため、この案を提出する。